

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準について（骨子案）

平成26年 7 月 1 日

こども部 青少年課

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準「骨子」(案)について

1. 条例の名称

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

平成24年8月に子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、同法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令が定める基準を踏まえて浦安市として条例を制定します。

なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、同法第34条の8の2第2項の規定により、国の基準の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い定める必要があります。

この「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の定義は次表の通りです。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3. 施行期日について

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行します。

4. 浦安市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

項 目	国の示す基準案	浦安市基準案
1. 従事する者 (職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童支援員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」を基本）であって、千葉県知事が行う研修を修了した者。 ○ 経過措置として、施行から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、修了することを予定している者を含める。 	<p>国の基準どおり</p> <p>(経過措置)</p>
2. 指導員数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ○ 「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して、1クラスにつき放課後児童支援員を2人以上配置する。ただし、その1人を除き、補助員をもって代えることができる。 ○ 小規模クラブの職員の員数については、2人以上を原則とする。 併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の放課後児童支援員とする。 	<p>国の基準どおり</p>

3. 児童の集団の規模	<p>○ 1つの集団の規模は、おおむね40人までとする。</p> <p>○ おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応するように努める。 （ただし、児童数は毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉える。）</p>	<p>国の基準どおり</p> <p>国の基準どおり</p>
4. 施設・設備	<p>① 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備える。</p> <p>② 専用区画の面積は、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上とする。</p>	<p>国の基準どおり</p>
5. 開所日数	<p>① 1年につき250日以上を原則とする。</p>	<p>国の基準どおり</p>
6. 開所時間	<p>① 小学校の授業の休業日については、1日につきは8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については、1日につき3時間以上を原則とする。</p>	<p>国の基準どおり</p>
7. その他の基準	<p>① 「非常災害対策」</p> <p>② 「利用者を平等に扱う原則」</p> <p>③ 「虐待等の禁止」</p> <p>④ 「衛生管理等」</p> <p>⑤ 「運営規定」</p> <p>⑥ 「放課後児童健全育成事業者が備える帳簿」</p> <p>⑦ 「秘密保持等」</p> <p>⑧ 「苦情への対応」</p> <p>⑨ 「保護者との連絡」</p> <p>⑩ 「関係機関との連携」</p> <p>⑪ 「事故発生時の対応」</p>	<p>国の基準どおり</p>